

「ic-net 光」重要事項説明書

1. ご契約にあたって

- (1) ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽があった場合、クレジット会社の与信が有効でない場合等の当社独自の審査基準により、お申し込みをお断りする場合があります。
- (2) IC-NET接続サービスは初期契約解除制度の対象です。詳しくは「9. 初期契約解除について」をご覧ください。
- (3) 最新の「サービス契約約款」については、弊社 Web サイトにて随時ご確認ください。
- (4) 新規お申し込み時に発行いたしました「ユーザーID およびパスワード」は、お客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、契約者ご本人であることを確認するために利用する場合がありますので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者へ開示しないでください。
- (5) フレッツ光から「ic-net 光」への転用時は、既存サービスで設定されている解約金は発生いたしません。ただし、パソコン同時加入割引サービスをご契約のお客様の場合、最低利用期間の残月数に応じた違約金が発生いたします。詳細は弊社サポート窓口へお問い合わせください。
- (6) 光回線新規お申し込みのお客様、または ADSL から ic-net 光へ変更するお客様で、同時にひかり電話をお申し込みされない方は、インターネットに接続するために別途ルータ等の機器が必要となる場合がございます。現在ご利用の機器をご確認のうえ、必要な方は事前にご購入をお願いします。

2. ご利用にあたって

- (1) 「ic-net 光」サービスは、NTT東日本より光回線のサービス卸を受けて弊社が提供する、回線一体型インターネット接続サービスです。
- (2) ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。
- (3) ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- (4) ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- (5) ファイル共有ソフト（peer to peer または俗に P2P とも言う）を用いての通信に際しては、一部の通信ソフトまたは通信ポートを遮断、あるいは通信帯域を制限する場合があります。

3. 転用手続きについて

- (1) 転用とは、NTT 東日本の光回線を「ic-net 光」へ引き継いでご利用いただくための手続きです。
※転用後は光アクセスサービス提供元が株式会社 IC-NET になります。
- (2) 転用手続きは、ご契約者本人が NTT 東日本へフレッツ光の転用申し込みを行い、転用承諾番号を取得していただく必要があります。
- (3) 転用承諾番号取得の際には以下の情報が必要となります。
 - ① お客様 ID ・ ひかり電話番号 ・ ご契約者様の連絡先電話番号のいずれか 1 つ
※お客様 ID は NTT「開通のご案内」に記載された COP または CAF から始まる文字列です。
 - ② フレッツ光ご契約者名
 - ③ フレッツ光ご利用場所住所
 - ④ フレッツ光ご利用料金のお支払い方法（以下の情報をご確認ください）
クレジットカード：カード番号下 4 桁
口座振替：金融機関名・金融コード・支店名・支店コード
請求書：送付先名・送付先住所※お支払方法は NTT 東日本からの請求書やクレジットカード明細等でご確認ください。

- (4) 転用承諾番号の有効期限は払い出し日を含め 15 日間です。取得後 5 日以内に ic-net 光のお申し込みをお願いいたします。有効期限までの残日数が足りない場合、改めて転用承諾番号の取得をお願いする場合があります。
- (5) お電話で ic-net 光のお申し込みをいただく場合、弊社から申込書をお送りするまで数日かかる場合がございますので、申込書が届いてから転用承諾番号を取得して下さい。
- (6) NTT東日本への転用手続きは、以下の窓口へお申込みください。

【電話でお申し込みの場合】

NTT東日本フレッツ光受付センター TEL：0120-140202
受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

【Webでお申し込みの場合】

NTT東日本 光コラボレーション特設ページ <https://flets.com/tenyou/>
受付時間 8:30～22:00 土・日・祝日も受付可（年末年始を除く）

※上記受付時間中でも電話の混雑状況により繋がりにくい場合があります。

4. 提供サービスについて

(1) サービスタイプ一覧

サービスタイプ	NTTフレッツ光のサービスタイプ	通信速度
ic-net 光・ファミリータイプ	ギガファミリー・スマートタイプ	下り 最大概ね 1Gbps
	ファミリー・ギガラインタイプ	上り 最大概ね 1Gbps
※主に戸建てにお住まいのお客様が、最大約 1Gbps の高速インターネットを共有するサービスです。	ファミリー・ハイスピードタイプ	下り 最大約 200Mbps
	ファミリータイプ	下り 最大約 100Mbps 上り 最大約 100Mbps
ic-net 光・マンションタイプ	ギガマンション・スマートタイプ	下り 最大概ね 1Gbps
	マンション・ギガラインタイプ	上り 最大概ね 1Gbps
※マンションなどの集合住宅にお住まいのお客様が、最大 1Gbps の高速インターネットを共用するタイプです。	マンション・ハイスピードタイプ	下り 最大約 200Mbps
	マンションタイプ (プラン 1 / プラン 2 / ミニ / プラン 1B / プラン 2B / ミニ B)	下り 最大約 100Mbps 上り 最大約 100Mbps

※1 固定 IP のご利用をご希望の場合は、弊社まで別途お問い合わせください。

※2 ic-net 光の提供区域は、NTT東日本 がフレッツ光サービスを提供している地域のうち、弊社の定める範囲とします。ただし、地域名はNTT東日本の表示に準じます。

(2) サービスにかかる制限事項について

- ① 本サービスのご利用にあたっては、対応する回線終端装置が必要となる場合があります。
- ② 本サービスご契約後はNTT東日本を含む他事業者が提供する光回線サービスへ再度転用することはできません。他事業者の提供する光回線サービスを契約する場合は新規での契約となり、契約料や初期工事費等が必要となります。また、お客様 ID やひかり電話の電話番号等が変更となる場合があります。
- ③ 100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、ご利用端末の LAN インターフェース、LAN ケーブル、無線機器等が全て 1Gbps の通信速度に対応した環境が必須となります。
※通信速度 100Mbps 環境でもご利用いただけますが、最大通信速度は 100Mbps となります。
- ④ 本サービス契約後はNTT東日本の「にねん割」等の割引契約は引き継ぎされず、自動解約となります。この際、NTT東日本からお客様への違約金の請求はございません。
- ⑤ 本サービス契約に伴い、NTT東日本が提供する以下のオプションサービスについて、利用条件が変更となる場合やサービスの全部もしくは一部がご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

- ・「フレッツメンバーズクラブ」における各種コンテンツおよびメンバーズクラブポイントがご利用いただけなくなります。
 - ・オンラインストレージサービス「フレッツ・あずけ〜る」において利用可能なデータ容量が減少する場合があります。
 - ・「フレッツ・パスポート ID」およびその付帯サービスがご利用いただけなくなります。
 - ・「光 i フレーム 2 (レンタル)」については解約となり、光 i フレーム 2 の返却が必要となります。返却については、本サービス契約に伴い工事が発生する場合は工事担当者が回収し、工事が発生しない場合は N T T 東日本よりご利用場所へ返却キットが送付されますので、速やかに返却をお願いいたします。なお、「光 i フレーム 2 (レンタル)」には最低利用期間 (24 ヶ月) があり、この期間内に本サービスを契約された場合、N T T 東日本より解約金 6,500 円 (税抜) が請求されます。
- ⑥ 「tabal まるごと決済」または「N T T 料金回収代行」によりお支払い中のお客様が、本サービスへ転用した場合には、上記サービスをご利用いただくことができなくなります。他サービスの支払いに上記サービスをご利用の場合には、転用前に他サービス提供者へ支払い方法の変更についてお申し出ください。
- ⑦ 上記以外にも N T T 東日本が提供するオプションサービスがご利用いただけなくなる場合がございますので、詳細は N T T 東日本へお問い合わせください。

5. お申し込みについて

- (1) 転用のお申し込みにあたっては N T T 東日本の定める注意事項に同意いただく必要があります。弊社に転用のお申し込みをいただく場合には、上記の注意事項に全て同意したものとみなします。
- (2) 本サービスにお申し込みいただくことにより、転用前の「フレッツ光」でご契約のキャンペーン等へのお申し込み要件に該当しなくなる場合や、解約金や違約金が発生する場合があります。
- (3) 光回線サービスの品目変更等については、事前に N T T 東日本にお申し込みいただき、変更が完了した後、弊社への転用手続きをお願いいたします。転用と同時に品目変更等をお申し込みの場合は、処理の完了までに日数を要する場合や、受付ができない場合があります。
- (4) N T T 東日本においてご契約中に発生した工事費用の分割支払金が残っている場合は、残余期間相当分を弊社より分割にて請求いたします。
- (5) お申し込みから利用開始までの期間および工事の有無については、「11. お問い合わせ先」に記載のサポート窓口へお問い合わせください。
- (6) 光回線を新規でお申し込みの場合、「6-(3) 新規開通時の初期工事費」に示す工事費を初回請求月の翌月以降より分割請求いたします。ただし、工事担当者の派遣がない場合は、初回請求月の翌月に一括で請求いたします。

6. ご利用料金について

(1) 月額利用料金

サービスの種類	設置場所区分	金額 (税抜)	単位
ic-net 光・ファミリータイプ	戸建て向け	5,480 円	1 契約回線ごと
ic-net 光・マンションタイプ	集合住宅向け	3,480 円	1 契約回線ごと
無線 LAN カード (オプション)	共通	300 円	1 契約回線ごと

(2) 手続きに関する料金

料金の種類	適用範囲	金額 (税抜)	単位
新規契約手数料	新規に本サービスを申し込む場合	2,000 円	1 契約ごと
転用手続き手数料	N T T 東日本との契約回線を本サービスへ移行する場合	2,000 円	1 契約ごと

(3) 各種工事費について
新規開通時の初期工事費

サービスの種類	工事担当者派遣	屋内配線の新設	金額(税抜)	単位
ic-net 光・ファミリータイプ	あり	あり	18,000 円	1 工事ごと
		なし	7,600 円	1 工事ごと
	なし	—	2,000 円	1 工事ごと
ic-net 光・マンションタイプ	あり	あり	15,000 円	1 工事ごと
		なし	7,600 円	1 工事ごと
	なし	—	2,000 円	1 工事ごと

【分割請求の例】

①工事費 税抜 18,000 円の場合 (600 円×30 回) : ご請求額 (600 円+税額) × 30 回

②工事費 税抜 15,000 円の場合 (500 円×30 回) : ご請求額 (500 円+税額) × 30 回

※工事費の 30 回分割で端数が発生する場合には、最終月 (30 回目) にて調整させていただきます。

移転工事費

サービスの種類	工事担当者派遣	屋内配線の新設	金額(税抜)	単位
ic-net 光・ファミリータイプ	あり	あり	9,000 円	1 工事ごと
		なし	6,500 円	1 工事ごと
	なし	—	2,000 円	1 工事ごと
ic-net 光・マンションタイプ	あり	あり	7,500 円	1 工事ごと
		なし	6,500 円	1 工事ごと
	なし	—	2,000 円	1 工事ごと

品目変更工事費 (転用と同時に品目変更を依頼する場合)

品目変更工事内容	金額(税抜)	単位
「集合住宅向け」から「戸建て向け」への変更	18,000 円	1 工事ごと
「戸建て向け」から「集合住宅向け」への変更	15,000 円	1 工事ごと
「VDSL」から「光配線」または「光配線」から「VDSL」への変更	15,000 円	1 工事ごと
「フレッツ光ビジネスタイプ」から「光コラボ回線」への変更 ※	7,600 円	1 工事ごと
「フレッツ光ライト」から「光コラボ回線」への変更 ※	7,600 円	1 工事ごと
「100M」または「200M」から「1G」への変更 (工事担当者派遣あり)	7,600 円	1 工事ごと
「100M」または「200M」から「1G」への変更 (工事担当者派遣なし)	2,000 円	1 工事ごと

※工事担当者の派遣がない工事が可能な場合でも、契約者の要望等により工事担当者がお伺いする場合は、工事費 7,600 円 (税抜) が掛かります。

※表記の工事費は代表的な工事での開通した場合の料金となります。なお、お客様のご利用場所および NTT 東日本の設備状況や工事内容などにより、お支払いいただく工事費が異なる場合があります。

※土日祝日に工事を実施する場合は、上記に加え、工事費 3,000 円 (税抜) が掛かります。

※工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

※工事担当者がお伺いする工事において、工事日当日に契約者不在等の事由による契約者都合で工事が出来なかった場合、契約者に対し工事費をご請求させていただく場合があります。

7. 違約金について

- (1) 本サービスは料金起算月から2年間を最低利用期間とします。(料金起算月は利用開始日を含む月とし、利用開始日はNTT東日本が提供するフレッツ光が開通した日とします。) 料金起算月から2年未満でお客様都合により本サービスを解約された場合には、違約金10,000円(税抜)をご請求いたします。
- (2) 最低利用期間内に対象サービス以外のコースに契約変更した場合、または規約違反等により強制退会となった場合も本サービスは解約となり、違約金10,000円(税抜)をご請求いたします。

8. 料金のお支払いについて

(1) お支払い方法について

- ① お支払い方法は、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。
 - ・クレジットカード決済
 - ・自動口座振替
- ② ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカード会社は、弊社ウェブサイトの入会お申し込みフォームまたは入会申込書の記載にてご確認ください。
- ③ 「tabal まるごと決済」または「NTT料金回収代行」によりお支払い中のお客様については、ic-net 光への転用お申し込みに伴い利用ができなくなりますので、別途お支払い方法をご変更いただく必要がございます。また、転用に伴う「tabal まるごと決済」または「NTT料金回収代行」の利用解除により料金未払いが発生する場合は、本サービスへお申し込みいただく前に未納分のご利用料金を一括請求させていただきます。

(2) ご利用料金のご請求について

- ① 本サービスのご利用料金は、毎月1日から月末までのご利用分を、翌月にご請求させていただきます。なお、ご利用料金の日割計算は対応しておりませんので、利用開始日が月途中であっても本サービスのご利用料金にてご請求させていただきます。新規・転用のお申し込みの際、ご利用開始日はなるべく毎月1日をご希望いただくことをお勧めいたします。ただし、工事の混雑状況により希望日での工事ができない場合がありますのでご了承ください。
- ② 弊社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、利用を停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の月額料金等については全額ご請求させていただきます。
- ③ ご契約中または過去にご契約のあった弊社が提供するサービス(IC-NET接続サービス以外のサービスも含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について併せて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
- ④ NTT東日本が提供するひかり電話サービスまたは付随するオプションサービスについては、NTT東日本よりお客様へ直接ご請求させていただきます。

(3) 請求書・領収書等について

- ① 弊社では、別途定めがある場合を除いて、請求書・領収書の発行はいたしません。

9. 初期契約解除について

- (1) お客様は弊社契約書(入会書類)の受領日から8日間の期間内に、本契約の解除を行う旨の書面を発することにより、本契約の解除を行うことができます。
- (2) 初期契約解除により、弊社からお客様に対し損害賠償もしくは違約金、その他金銭等を請求することはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの利用料金、契約事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費については全額ご請求いたします。また、契約に関連して弊社が請求させていただく料金以外に金銭等を受領している際には、当該金銭等をお客様に返還いたします。
- (3) ic-net 光以外の契約がある場合、そのサービスの解約も希望される場合は、ic-net 光の初期契約解除とは別に解約手続きが必要です。解約にあたっては、弊社サポート窓口へお電話にてお申し出ください。

(4) 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容を事実と誤認し、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨が記載して交付した書面の受領日から8日間であれば本契約を解除することができます。

(5) 初期契約解除についてのお問い合わせ先、および書面の送付先は以下にお願いいたします。

〒101-0021 東京都千代田区外神田3丁目16-13 日進ビル8F

株式会社 I C - N E T (初期契約解除)

フリーダイヤル：0120-45-3133

受付時間：平日 9:15 ～ 20:00 / 土・日・祝 10:30 ～ 19:00

< 初期契約解除の申告書面の記載項目 >

- ・ お客様のお名前、ご住所、電話番号
- ・ 契約書交付日 (この書面が届いた日)
- ・ 電気通信事業者名 (株式会社 I C - N E T)
- ・ 契約金額 (弊社が事前に金銭を受領している場合)
- ・ お客様直筆による契約解除の旨の記載 (「契約を解除します」等、楷書ではっきりと記載)

10. ご契約の変更・解除・一時停止・強制退会について

(1) ご契約の変更について

お客様のご契約情報を変更する場合は、弊社プロバイダサイトの各種変更申し込みページより変更手続きいただくか、I C - N E T サポート窓口 (0120-45-3133) へご連絡ください。お引越しなどで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) ご契約の解除について

本サービスを解約 (以下、退会といたします。) する際は、退会しようとする月の20日までに、弊社既定の方法にて申し込みがあった場合に受け付けいたします。別途、同意書を締結している場合で、同意書に定めた最低利用期間の満了前に退会を希望する場合は、別途同意書に定めた違約金をお支払いいただきます。また、工事費の残金がある場合には、一括でご精算いただきます。なお、お客様にてご利用のNTT東日本が提供するオプションサービスについては、別途NTT東日本への解約申し込みが必要です。(ただし、弊社が提供するオプションは除きます。)

(3) 一時停止・強制退会について

お客様のご利用料金が受領することが出来なかった場合、または料金徴収決済サービス会社を通じて入金を確認できなかった場合、あるいは金融機関より徴収不能の連絡がされた場合は、サービスを一時停止させていただくことがあります。その後も料金を受領することができなかった場合は、支払いの意思が無いものと見なし、弊社の判断で全てのサービスを一方的に全停止すると共に、利用サービスを解除 (強制退会) することが出来るものとします。

(4) 解約に関するその他注意事項について

退会 (サービス解約) 時及び移転等端末変更を行う際は、NTT東日本より貸与された端末をNTT東日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT東日本より弊社に対し端末に関する費用が請求された場合においては、弊社より相当額をお客様へ請求いたします。

(5) 未返却による請求金額の一覧

対象端末	金額 (税抜)	単位
単体型 ONU	5,000 円程度	1 台ごと
ONU 一体型ひかり電話ルータ	10,000 円程度	1 台ごと
ONU 一体型ひかり電話ルータ (映像回線終端装置一体型)	15,000 円程度	1 台ごと
VDSL 宅内工事	2,000 円程度	1 台ごと
VDSL 宅内工事一体型光電話ルータ	5,000 円程度	1 台ごと
無線 LAN カード	1,500 円程度	1 台ごと

11. 個人情報の利用目的について

ご契約者様よりお預かりした個人情報については、以下の目的にのみ利用いたします。

- (1) ご利用料金（ご請求・お支払等）に関する業務
- (2) 契約審査等に関する業務
- (3) 通信機器等の販売に関する業務
- (4) お客様相談対応に関する業務
- (5) アフターサービスに関する業務
- (6) オプションサービス追加・変更に関する業務
- (7) サービス休止に関する業務
- (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
- (9) アンケート調査に関する業務
- (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
- (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
- (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
- (14) その他、契約約款等に定める目的

なお、NTT東日本に対して個人情報を通知いたします。

12. その他

- (1) 本サービスの内容は予告なく変更することがあります。

13. サービス提供会社・お問い合わせ先

株式会社 I C - N E T

サポート窓口・お客様相談室

フリーダイヤル：0120-45-3133

受付時間：平日 9:15 ～ 20:00／土・日・祝 10:30 ～ 19:00